生涯学習施設の位置付けの見直しと利用方法の一元化に関する

意見応募用紙

あなたのご意見をお聴かせください。

|  |
| --- |
| １　生涯学習施設の位置付けの見直しについて |
| 静岡市では生涯学習推進大綱や生涯学習施設の配置適正化方針を踏まえ、生涯学習施設におけるまちづくり活動を推進する必要があると考えます。  そのため、生涯学習施設の位置付けを見直したいと考えていますが、このことについてご意見がございましたら記載願います。 |
| 【ご意見の内容】 |

|  |
| --- |
| ２　利用方法の見直しについて |
| 生涯学習施設の課題や施設の位置付けの見直しを踏まえ、生涯学習施設の利用方法を見直し、一元化したいと考えています。  このことについてご意見がございましたら記載願います。 |
| 【ご意見の内容】 |

|  |
| --- |
| ３　その他ご意見　　１～２の設問以外に、ご意見がありましたら記載願います。 |
| （※案のどの部分に対するご意見かをご記入ください。） |
| 【ご意見の内容】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住　所※  （法人の場合は所在地） | |  |
| 氏　名※  （法人の場合は名称及び代表者名） | |  |
| 年　齢 | □19歳以下　□20代　□30代　□40代　□50代　□60代　□70歳以上 | |

【ご意見を提出される際の注意事項】

１　※印がある欄は必ずご記入ください。（意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第５条第４項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。）

２　いただいたご意見は、生涯学習施設の位置付けの見直しと利用方法の一元化案の参考とさせていただきます。個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市のホームページ等で公開させていただく場合がありますので、ご了承ください。

３　【ご意見の内容】欄に「別紙のとおり。」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。

４　個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。

ご意見、ありがとうございました。

下記あて先に、郵便かファクシミリにより送信、または直接お持ちください。

　≪送付（問い合わせ）先≫

　　〒４２０－８６０２　静岡市葵区追手町５番１号

　　静岡市役所　静岡庁舎新館15階　市民局　生涯学習推進課　生涯学習推進係

　　電話　０５４－２２１－１１５０　／　ＦＡＸ　０５４－２２１－１７５８

締切：平成31年１月18日（金）必着